

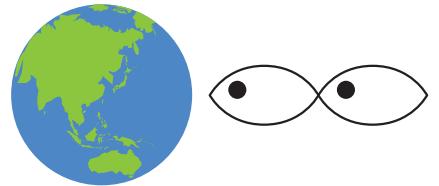


大島 正照

OHSHIMA Masateru

TMI総合法律事務所(大阪オフィス)
パートナー弁護士

進む コンプライアンス体制整備、 広がる法務領域



私の専門分野の一つである、コンプライアンス関連で最近の動向として顕著なのが、やはり企業不祥事の事案の増加です。

なかでも、品質不正や会計不正の事案は増加傾向が顕著であるように感じています。これらは長年企業内で黙認されてきたケースが多く、企業倫理の欠如や内部統制機能の不全など企業の体質が原因となっていることが少なくありません。不祥事が発覚するような企業では、社内のコンプライアンス体制が機能不全に陥っていることが多いため、私たち弁護士などの社外の専門家が調査メンバーとして入り、事実調査や原因究明を行う機会が増えています。いわば医師のように企業不祥事の実態たる「病巣」を探り、その要因である「病原」を突き止め、「治療」に相当する改善策や再発防止策を練る、といった役割を果たすわけです。

また、国際的な経済情勢の変化に伴い、海外に拠点を持つ企業や、海外のサプライチェーンから部材の供給を受けている企業からの相談も増加しています。政治的な有事に備えどのように対応すべきかといった経済安全保障にかかる案件など、従来は弁護士がかかわることがなかったような法務領域での相談も多くなっています。

さらに、企業活動のグローバル化に伴い昨今関心が高まっている分野として「ビジネスと人権」があげられます。日本政府が2020年に行動計画を策定し、コーポレートガバナンス・コードでも「人権の尊重」が経営課題として明記されるなかで、最近は多くの企業がESG投資の一環としてこの分野に取り組んでおられ、こうした分野の相談も増えています。

当法律事務所がこのような最新かつ多岐にわたる

分野の案件を国内外で扱うことができるには、海外拠点を数多く持ち、国内だけで弁護士約570名、弁理士約90名、元最高裁判所判事や元公正取引委員会委員長などの顧問といった多数のエキスパートが所属する層の厚さがあるからです。加えて、ITやヘルスケア分野のコンサルティングを行う事業会社2社も有していることから、経営者目線でのリーガルサービスを提供できているということもあります。

さて、私が副委員長を務めている関経連の企業制度委員会では、ご承知のとおり、従来の株主第一主義ではなく、マルチステークホルダー主義の重要性を発信してきました。企業はまさに「社会の公器」です。ESG投資などが最近注目されているのも、株主だけではなく、社会のさまざまなステークホルダーを皆が意識し始めたあらわれであると考えられます。そういう意味で、昨年公表した提言で示したコーポレートガバナンス・コードの改定案にも、そのベースには株主だけではなく多様なステークホルダーにとって利益となるような、まさに「三方良し」の精神が盛り込まれており、理にも時宜にもかなったものだと考えています。

私は赤穂浪士で有名な兵庫県赤穂市の出身で、関西にはとても愛着があります。弁護士になって以降10年間を東京と留学先の米国で過ごし、その後、志願して関西に戻り約10年がたちました。関西にはいま、独自の勢いがあると感じています。この9月にはうめきた2期区域「グラングリーン大阪」の先行まちびらきを控え、2025年にはいよいよ大阪・関西万博の開幕を迎えます。この勢いに満ちた関西が、これからもどんどん面白くなることが楽しみですし、私自身、関西経済にもさらに貢献したいと考えています。

(談)